

HeartOne カード規約一部改定のお知らせ

拝啓 HeartOneカード会員皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。さて、HeartOneカード規約を2024年11月・12月に改定することになりましたので、ご案内いたします。今後も変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

大和ハウスフィナンシャル株式会社

2024年11月改定

【HeartOneカード規約改定①】

新旧対照表

新

【イーアスつくば】ハートワンポイント特則

第10条(適用)

イーアスつくばハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本イーアスつくばハートワンポイント特則（以下本条から第13条までにおいて「本特則」という）が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。

第11条(ポイント自動移行)

4. 移行されたポイント残高は、イーアスつくばデジタルポイントカード会員専用ページ及びレジ精算時にお渡しのレシートでご確認いただけます。

【アルパーク】ハートワンポイント特則

第14条(適用)

アルパークハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本アルパークハートワンポイント特則（以下本条から第17条において「本特則」という）が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。

第15条(ポイント自動移行)

4. 移行されたポイント残高は、アルパークポイント会員専用ページ及びレジ精算時にお渡しのレシートでご確認いただけます。

HeartOneカードデジタル特約(全デジタルカード共有)

第1条(HeartOneカードデジタル)

(1)大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める「HeartOneカード規約(全カード共有)」、「HeartOneネットアンサー規約(「電磁的方法による通知に関する特則」含む)」、「ハートワンポイントサービス規約」、「ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約」、「ETCカード規約」、に加えて大和ハウスグループ各社と提携して発行する大和ハウスグループ施設提携デジタルカードについては、「大和ハウスグループ施設提携カード特約」、「イーアスつくば」ハートワンポイント特則」、「アルパーク」ハートワンポイント特則、「ロイヤルホームセンター」ハートワンポイント特則、「湘南モールフィル」ハートワンポイント特則(以下、総称して「関連規約」という)に加え、本特約を承認し、HeartOneカードデジタルの申込みをされ、当社が、HeartOneカードデジタルの会員になることを承認した方(以下「HeartOneカードデジタル会員」という)に対して、次条に基づきデジタルカード情報の付与又はデジタルカード情報の付与及びカードを発行できるものとします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

旧

【イーアスつくば】ハートワンポイント特則

第10条(適用)

イーアスつくばハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本イーアスつくばハートワンカード特則（以下本条から第13条までにおいて「本特則」という）が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。

第11条(ポイント自動移行)

4. 移行されたポイント残高は、イーアスつくば施設内設置のお買物券発券機及びレジ精算時にお渡しのレシートでご確認いただけます。

【アルパーク】ハートワンポイント特則

第14条(適用)

アルパークハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本アルパークハートワンカード特則（以下本条から第17条において「本特則」という）が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。

第15条(ポイント自動移行)

4. 移行されたポイント残高は、レジ精算時にお渡しのレシート及びアルパークポイント会員専用ページ上でご確認いただけます。

HeartOneカードデジタル特約(全デジタルカード共有)

第1条(HeartOneカードデジタル)

(1)大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める「HeartOneカード規約(全カード共有)」、「HeartOneネットアンサー規約(「電磁的方法による通知に関する特則」含む)」、「ハートワンポイントサービス規約」、「ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約」、「ETCカード規約」、に加えて大和ハウスグループ各社と提携して発行する大和ハウスグループ施設提携デジタルカードについては、「大和ハウスグループ施設提携カード特約」、「イーアスつくば」ハートワンポイント特則、「アルパーク」ハートワンポイント特則、「ロイヤルホームセンター」ハートワンポイント特則(以下、総称して「関連規約」という)に加え、本特約を承認し、HeartOneカードデジタルの申込みをされ、当社が、HeartOneカードデジタルの会員になることを承認した方(以下「HeartOneカードデジタル会員」という)に対して、次条に基づきデジタルカード情報の付与又はデジタルカード情報の付与及びカードを発行できるものとします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

【HeartOneカード規約改定②】

■【湘南モールフィル】ハートワンポイント特則

第22条(適用)

湘南モールフィルハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本湘南モールフィルハートワンポイント特則（以下本条から第25条までにおいて「本特則」という）が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。

第23条(ポイント自動移行)

- ハートワンポイントサービス規約第2条の規定に基づき付与されるポイントは、本特則に基づき、かつ当社が定めたポイント自動移行の条件を満たした場合に、自動的に湘南モールフィルが提供する湘南モールフィルポイントへ移行されます。
- 移行されるポイントは、ハートワンポイント1ポイントにつき、湘南モールフィルポイント5ポイントとします。
- 前項のポイント移行は約定支払月の前月末に移行されます。
- 移行されたポイント残高は、湘南モールフィルデジタルポイントカード会員専用ページ及びレジ精算時にお渡しのレシートでご確認いただけます。
- 移行されたポイントの有効期間及び利用は、湘南モールフィルポイント会員規約に準じるものとします。

第24条(ポイント自動移行の中止)

本会員がポイント自動移行中止を希望する場合、ハートワンポイントサービス規約第9条に規定するお問い合わせ窓口へ申し出るものとします。
なお、窓口への申し出までに自動移行したハートワンポイントの返還はできません。

第25条(本特則の変更等)

本特則の内容は予告なく変更、改定又は廃止をする場合があります。
なお、本特則等の変更等は当社ホームページ等でお知らせいたします。

新

■第5章 HeartOneアメリカン・エクスプレス・カード特則

第32条（外国通貨建て取引の円換算方法）

第24条（日本国外でのカードのご利用）①は以下の通りとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%（アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%）を加えた換算レートを使用します。

■第6章 HeartOne大和ハウスグループ・アメリカン・エクスプレス・カード特則

第37条（外国通貨建て取引の円換算方法）

第24条（日本国外でのカードのご利用）①は以下の通りとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%（アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%）を加えた換算レートを使用します。

■第7章 HeartOneプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特則

第44条（外国通貨建て取引の円換算方法）

第24条（日本国外でのカードのご利用）①は以下の通りとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%（アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%）を加えた換算レートを使用します。

旧

■第5章 HeartOneアメリカン・エクスプレス・カード特則

第32条（外国通貨建て取引の円換算方法）

第24条（日本国外でのカードのご利用）①は以下の通りとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた換算レートを使用します。

■第6章 HeartOne大和ハウスグループ・アメリカン・エクスプレス・カード特則

第37条（外国通貨建て取引の円換算方法）

第24条（日本国外でのカードのご利用）①は以下の通りとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた換算レートを使用します。

■第7章 HeartOneプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特則

第44条（外国通貨建て取引の円換算方法）

第24条（日本国外でのカードのご利用）①は以下の通りとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた換算レートを使用します。

ご不明な点がございましたら、インフォメーションセンターまでお問い合わせください。



東京

03-5996-1791

大阪

06-7709-8053

※コンピュータでの自動応答受付にて承ります。オペレータ対応ご希望の場合はそのまましばらくお待ちください（9:00～17:00 1/1休）。自動応答受付は、本会員様のみご利用いただけます。

※システム上の都合により、一部ご利用いただけない時間・サービスがございます。